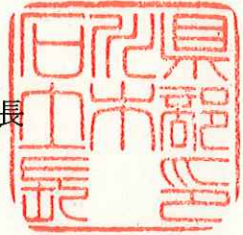


監 第 2061 号
平成30年 3月29日

石川県建設産業連合会
会長 吉 光 武 志 様

土 木 部 長



いしかわ土日おやすみモデル工事実施要領の一部改定について

建設業における労働環境の改善に向け、工事現場において土日を休日とするいしかわ土日おやすみモデル工事に取り組んでおり、さらなる拡大を図るべく、実施要領を下記の通り一部改定したので、参考に送付いたします。

記

主な改定内容：・施工者希望型の追加
・発注者指定型を60百万円以上と発注者が指定した工事と記載
・工事成績評定で加点（営繕工事は除く）

適用開始日：平成30年4月1日以降の支出負担行為に係る工事から適用

担当：監理課技術管理室 課長補佐 南野
TEL076-225-1787 FAX076-225-1788
Mail:nobuo-m@pref.ishikawa.lg.jp

いしかわ土日おやすみモデル工事 実施要領

1 主旨

建設業における労働環境の改善に向け、工事現場において原則土日を休日とした週休2日の工事「いしかわ土日おやすみモデル工事」（以下、「モデル工事」という）を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

対象工事は、発注者指定型、施工者希望型に分けて発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示すること。

(1) 発注者指定型

当初設計額 60 百万円以上の工事及び発注者が指定した工事

（ただし、適用困難工事は除く。また、当面の間 I C T 工事（発注者指定型・施工者希望型）の場合は施工者希望型とする）

(2) 施工者希望型

発注者が指定した工事で、契約後、受注者からの提案・協議を経て、モデル工事に変更する工事

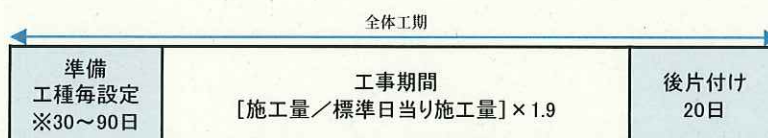
(3) その他

(1) (2) として発注していない工事において、受注者から希望があり、発注者と協議が整った場合 (2) と同様の取り扱いができるものとする。

3 取り組み内容

3-1 工期設定

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不可能率（国の年間作業不可能率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く）



準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

3-2 施工者希望型におけるモデル工事実施協議

施工者希望型を受注した受注者は、現場着手前までに、様式1の協議書によりモデル工事の実施の有無を発注者と協議すること。

なお、協議の結果、モデル工事を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

3-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休二日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置すること。

3-4 工程管理

(1) 工事着手前

受注者は、現場着手前に原則土日を休日とした週休2日の計画工程を工事工程表（様式2を標準とする）に記入し、監督員に提出・共有すること。

(2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。

4 週休2日の工事の定義

工期内の対象期間において原則土日を休日とした週休2日（4週8休相当、振替休日可）の現場閉所を確保すること。

①対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

②現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

③現場完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

④現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする

5 週休2日の確認方法

発注者は、3-4の工事工程表に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の確保の確認を行うこと。

- ・対象期間（現場着手日～現場完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認

- ・上記日数の休日が確保されたか

6 費用

(1) 発注者指定型

- ・当初設計では、従来基準により積算を行い、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、週休2日（4週8休相当）の確保が確認できた場合（見込まれる場合）は、発注時の国の基準（補正等）により変更設計を行う。（営繕工事は下記の①内の対応とする）

※上記の対応は、補正等に係る積算システムの改修が終わるまでの暫定措置とし、積算システムの改修が終わった場合は下記の対応とする。

- ・週休2日の確保を前提に当初設計から、発注時の国の基準（補正等）（4週8休）により積算を実施する。
- ・施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、上記を減額する。

(2) 施工者希望型

- ・当初設計では、従来基準により積算を行い、週休2日（4週8休相当）の確保が確認できた場合（見込まれる場合）は、発注時の国の基準（補正等）により変更設計を行う。
- ・ただし、工事着手前に発注者と様式1による協議が整わなかったもの、または協議を行わなかったものは補正の対象としない。

7 評定（営繕工事は除く）

週休2日の確保が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2.5点の加点とすること。

なお、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、減点評価は行わないものとする。

8 アンケート

受注者は、発注者が必要と認めた場合、モデル工事による効果や課題を抽出するため、別に定めるアンケート調査に回答すること。なお、調査費については、環境改善費等で精算することとする。

9 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年8月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年5月23日から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

■工事看板参考図（別図1）

(イ) ご迷惑をおかけします

(ロ) ○○○○○○を
なおしています

(ハ) 平成 ○年 ○月 ○日まで
時間帯 0:00 ~ 0:00

(ニ) ○○○○○ 工事

発注者 石川県○○○○事務
電話番号 000-000-00

施工者 ○○○○建設株式会
電話番号 000-000-00

この工事は、
週休二日に取り組んでいます

 ようこそ石川県へ!
Welcome to Ishikawa!
歓迎光臨石川県!



ひゃくまんさん仕様工事看板

- ・工事看板に「この工事は、週休二日に取り組んでいます」と記載する。

様式1

いしかわ土日おやすみモデル工事実施協議書

平成 年 月 日

(監督員) 殿

受注者
住所
氏名 (現場代理人) 印

いしかわ土日おやすみモデル工事（施工者希望型）にかかる特記仕様書に基づき、次の工事について、下記のとおりモデル工事の実施の有無を協議します。

記

1 工事名	
2 モデル工事実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 実施します <input type="radio"/> 実施しません

上記について承諾します。

平成 年 月 日

監督員職氏名 印

(参考)

週休2日に取り組む際の必要経費の計上

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費が官積算の計上額とかい離する可能性
- 平成29年度から試行している間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うとともに、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるように補正を実施

■ 補正係数

本県では4週8休のみ適用

	平成29年度	平成30年度		
	4週8休以上	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	—	1.01	1.03	1.05
機械経費 (賃料)	—	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.04	1.02	1.04	1.05

※ 建築工事は、労務費の補正のみ

※ 元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

※ 平成30年度の補正係数は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。